

# 令和3年度 事業計画書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

特定非営利活動法人なかの里を紡ぐ会

## 1 事業実施の方針

- ① 医療・介護の専門職や地域団体、区内の医療系大学、区内で活動する他のNPO等との連携を図りながら、「緩和ケア」「人生最終段階のケア」「ACP」「地域包括ケア」「認知症にやさしい街づくり」等をテーマとする勉強会やイベントに、オンラインを含む多様な方法を用いて参加し、また発信する機会を創ることにより、当法人のミッションについて普及・啓発を行う。
- ② 各事業は感染症対策を適正に実施することにより感染を予防し、利用者が安心して介護サービスを利用し、また職員自身も安全にサービスの提供を行うことができる体制を構築する。
- ③ 各事業は区内の介護関連事業所と連携のもとに、ご本人の希望に寄り添い、ご家族とも協力しながら可能な限り自宅で暮らすことを支援する。
- ④ ホームホスピス事業は地域に開いた運営を心がけ、近隣住民との交流の機会を設けていく。また、地域の中でのよろず相談機能を担う為に、相談支援体制の構築を図る。多様な年齢の方を受け入れていく為に障害福祉サービスの指定申請を行う
- ⑤ 地域の集まり（サロンや祭り、イベント等）に積極的に参加し、地域住民との関係を丁寧に構築していく。
- ⑥ 災害を見据え、全事業において事業継続計画（BCP）を策定し、持続可能な運営体制を構築する。

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予定額(千円)
保健、医療又は福祉の普及啓発及びネットワーク構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「緩和ケア」「人生最終段階のケア」「ACP」「地域包括ケア」「認知症にやさしい街づくり」等のテーマの地域の勉強会や講演会、イベントに参加、企画に携わる。</li> <li>・他団体の企画に参加し、発信の機会を創る。</li> </ul>	令和3年4月より通期	中野区内 公共会議室 等	10人	中野区民 医療介護 専門職等 150人	0
終末期療養者及び要介護高齢者の生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『ホームホスピス里の家』（定員5名）の運営</li> </ul>	令和3年4月より通期	中野区	11人 訪問介護 と兼務	中野区民等 要介護高齢者・ 終末期療養者等 ：7人	18,200
介護保険法に基づく訪問介護事業、介護予防訪問介護事業及び第1号訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護高齢者および第1号訪問事業対象者への生活援助および身体介護</li> <li>・ホームホスピス里の家の入居者への訪問介護</li> </ul>	令和3年4月より通期	中野区	11人 里の家と 兼務	中野区民等 10人程度	22,400

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者を対象とした居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護</li> </ul>	令和3年9月頃までに指定申請	中野区	3人 訪問介護と兼務	中野区民 3人程度	300
介護保険法又は健康保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険及び医療保険対象者への訪問看護</li> <li>・ 区内介護事業所および近隣病院の退院支援室や地域連携室等と連携して勉強会や交流会を開催</li> </ul>	令和3年4月より通期	中野区	9人 内訳： 看護師 6人 P T 3人	中野区民 100人	55,000
介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業、介護予防通所介護事業及び第1号通所事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の重度化に可能な限り対応する。</li> <li>・ 「運営推進会議」の開催方法を工夫し早期に再開する。</li> <li>・ 地域の拠点として、地域貢献するための交流活動を企画する。</li> </ul>	令和3年4月より通期	中野区	11人	中野区民 10人／日	24,000
介護保険法に基づく居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援及び要介護高齢者のケアプランの作成 その他ケアマネジメント</li> <li>・ 要介護認定調査</li> <li>・ 地域のネットワーク会議や事例検討会に参加</li> </ul>	令和2年4月より通期	中野区	1.5人 6か月後に 常勤1名 採用	中野区民 60人程度	6,800
健康及び介護、人権擁護に係る相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域のよろず相談所としての機能を担う為に、地域包括支援センターや中野区在宅療養相談窓口、社会福祉協議会等と連携した相談支援体制を構築する。 予約制の相談(面接・電話)等</li> <li>・ 既存のまちなかサロンへの協力を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページでの案内、看板等の設置 7月頃までに実施</li> <li>・ まちなかサロン 4月より通期</li> </ul>	中野区	2人	中野区民 不特定多数	0